

会 議 等 結 果 報 告 書

会議区分	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">会 議</div> ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	3 3 5
		決裁期日	令和元年8月23日
名 称	令和元年度第1回安平町町民自治推進委員会		
日 時	令和元年7月12日 午前・ 午後 18時30分～20時30分		
場 所	安平町役場 総合庁舎（早来） 2階大会議室		
会議概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> * 委員18名中、14名の出席があり、条例第5条の会議開催条件を満たすことを確認。 * 今回が2年間の任期の最後となり、総括的な中身の会議になります。 <p>2. 委員長挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> * 昨年9月6日の大地震から10カ月が経ち、皆さんも大変だったと思います。その中で4月19日には道の駅D51ステーションがスタートし、皆さんにご好評いただき、たくさんの方が安平町にきてくれています。6月にはD51 320とキハ183系も展示され、関心をもって多くの方が来館しています。7月6～7日ではうまか祭りが開催され楽しいひと時でした。 * 本日は任期最後の会議で、これまでを総括をし、提言書にまとめる作業があります。まちづくり基本条例の第4章「協働と連携協力」を中心に調査審議してまいりました。その話題は「町内会・自治会をどう活性化させていくか」の点が多くを占めてきました。議案資料にあるとおり、事務局で整理した「提言の案」もそうしたところが大きく反映された内容となっています。後ほどこの中身の説明を受けた後にご審議ください。 <p>3. 議事（1）第2期委員における調査審議の総括（まちづくり基本条例の見直し審議等）について</p> <ul style="list-style-type: none"> * 本日の会議の終わりには、提言書に承認をいただき町に提出するという流れを考えています。なお、議案に掲載している提言書の内容は、これまでの会議で出たキーワードや声を拾っていく作業を行い、これまでの議論を積み上げて作っています。その作業を「前段整理」という資料にまとめています。この前段整理を順に説明し、次に提言書（案）の説明に移りたいと思います。 * 毎回の会議で確認しておりますが、町民自治推進委員会の役割としては二つございます。1つ目は「町民参画の実施状況のチェック」です。今日の議案にはありませんが、こんな役場の仕事に対してこんな町民の意見をまとめましたとか、実績の一覧表をつくりチェックしてもらってきました。2つ目が「まちづくり基本条例の運用の調査審議」です。全部はできないので、条例の第4章をクローズアップし、そこから始めて行けるところまで行きましょうということでやってきました。 <p>① 前段整理（略。議案3～4ページを読み上げながら確認）</p> <p>② 第2期委員による「提言書」について</p> <ul style="list-style-type: none"> * 第2期の皆さんが条例の第4章の内容を中心にやってきたことに触れながらのリード文となっています。 <p>1. 自治会・町内会の再生及び活性化について 事務局）（「1. 自治会・町内会の再生及び活性化について」本文の読み上げた後） これからの地域町内会の活性化のため「見える化」をキーワードにやっていくこと。そして財源支援の必要について書いています。1ブロックずつ、委員の</p> </div>		

ご意見等をいただいで確認していければと思います。

委員長) まとめの内容がこれでよいか、あるいはこの点について強調したらよいなどあればご意見をお願いします。

委員) 空き家の斡旋はしていますか？

事務局) 移住定住担当の政策推進課が町ホームページや移住定住の特設ページでのインターネットのほか紙媒体などで、紹介してほしい物件として申し出があったものについては掲載し、紹介をしています。

委員) 仮設住宅に入っている人が次の家を探している人もいる。町に聞いても教えてくれない。金額も教えてくれない。町内会長などが把握して相談できるような体制にしてもよいのではないか。空き家が売れない現状があるなら、町が斡旋してそれを安く貸すなど。自治会としても転出があっても、代わりに入ってきてくれる人がいれば助かるのでは。

事務局) 前半のお話は、使えるのに使われていない住宅が実際にあるのであれば、町としても積極的にホームページ等で紹介することが可能です。後半のお話は、公営住宅でも築年数などによって家賃に差があって、震災以降に入った公営住宅は、今は免除されていてもそのうち家賃を払わなければならなくなって以前より高くなるから困る人がいるということと、年収などに応じて公営住宅の家賃が段階的に決められているところを飛び越えて何か手を打てないか、という話ですね。委員は、まだ避難所を運営していたときからおっしゃっていたことです。町の担当課もそうした困り事を把握していないわけではないのですが、その先の情報を持っていない私が言うのは無責任なところがあるのですが、過去の被災地の例を見ても、追い出すとか、仮設住宅の延長使用などの代替策を設けないなどのことはないのではと思うところです。

委員) 震災後、町が空いている公営住宅とにかく人を入れてしまったことは問題があったのではないかと。所得や境遇に配慮して入居させる公営住宅を配分するべきではなかったのか。

事務局) わかりました。これまでのご意見は、この会議の提言書に関する直接的な内容ではないので、個別の意見として取り扱わせていただいで、おそらく建設課になるかと思いますが、担当課にご意見をお伝えします。

委員) 自治会としても住人からそういう話を相談されても答えようがないので、町としてそういった困っている方々に方向性を示してほしい。

事務局) いま町として復興計画を策定作業に入っている最中です。8月中に町が検討している内容について文言に落としお知らせする準備をしています。その中で住宅の確保に関しては、復興計画の中でも柱立てしています。仮設住宅は2年限定で、その後の住宅の確保が大きな位置づけになっており、民間アパートの確保する方向性で検討されている。それから新たな公営住宅の建設も併せて検討されている。復興計画の説明会で説明されるはず。空き家の対策については、地震前に準備していた。震災により白紙になった。再度拾いなさなければならぬという課題認識はできているが、スケジュールが立っていない。件数も多いので。担当職員レベルでの協議、情報収集をしています。

委員) とにかく遅すぎる。何をしなければならないのか順番つけて早く。しかも漠然としている。町の人口減少が一番の課題でしょ。まずは減らさない方法から考えていかないと。外に出るよりも「この町がいいんだ」と言ってもらえるだけのことを町がしないと。不満があるから引っ越しする。

事務局) 委員が接してきた転出した方々に共通した要因はあったのでしょうか？理由はそれぞれでしたのでしょうか。ある程度共通の要因があれば、対策のしようがあるのですが、どうでしょうか。

委 員) 出ていく人にはそれぞれの理由があるんだと思う。

委 員) 出ていった人は近所にも何も言わずに出て行くくらいなので、理由については知りようがない。出ていく人が多い中で残った我々で自治組織なんてやれない。町が出ていった理由について追跡調査して調べてほしい。農事組合も2～3件しかない状況。自治会役員を兼務している。神社から寺からなんでも全部やらなければならない状況。若い人にやってもらわないと。

事務局) 前段整理にもあるように自治会の再編のお話に近いことのように思いますが、それに加え、さらに転出者の追跡調査をしないと対策は見えてこないというお話ですね。

委 員) 厚真町では災害見舞金として自治会に交付金を出したと聞いたが。

事務局) 安平町の場合はコミュニティ復興支援として、自治会でもOKで最大1000万まで9割補助ですという形をとっている。自治会への見舞金のようなものは情報を得ていない。

委 員) 我々は自治会組織の後継者をつくっていかなければならない。3年後、5年後には任せるからなという次世代への教育の場がないと。

事務局) そのためにも提言書にも挙げた「見える化」や「マニュアル化」などの実行しやすいことや、大きく抜本的に、瑞穂地区の「地区計画」を策定していくとかですね。そういう取組みが必要ではないかという、これまでの委員意見の積み上げとしてまとめているつもりです。

委 員) 震災は悲しいことだけでも、いい機会かもしれないんだ。

事務局) そうですね。ですので、「見える化」や「地区計画」というような方法を例に、まちづくりをもう一度考える行動をしていきたいと思いますという、提言書の内容にしています。ここまでの委員のお話をうかがっていますと、提言書の趣旨には含まれているお話かなと受け止めておりますがいかがでしょうか。追跡調査をするということについては、この提言書とは別の個別意見として提案をしていきたいと思えます。

委 員) 提言書としてまとめる段階で話を戻すようで申し訳ないのですが、自治会の活動について、必要としてない人も多いのではないかと自分には関係ないと思う人がいるのでは？役場の役割として「行政はここまでやるけれど、ここからは自治会でやるんだよ」というところを具体的に見せないと、自治会や住民はわからないと思う。特に自治会に入ろうとしない若い人なら当然。これは役場でやってくれるが、これは自分たちでしなければならぬか、若い人たちに教えて欲しい。自治会の役員は、時間があって遊んでいる人がやるもんだと思っている人がいる。実際はそうではない。必要だと思うからがんばってやってみる。「みんなで支えていくんだ」ということを町からも発信して。新しく移住してきた方は自治会に入ってくれない。自治会から言っても「いらぬ」と言われるので、行政の方から必要と役割を伝えてほしい。

委員長) 提案書の中の「自治会の仕事の見える化」というところに入ってくる話だよな。

委 員) 見える化もそうだけど、活動そのものの必要性も一緒に伝えるということ。そこを行政でやって欲しい。

事務局) やはりそこは、「行政が」になるでしょうか。

委 員) 我々はがんばってやっているから。でも「いない」の一言で終わるから、行政がやる必要がある。

事務局) 例えばですが、行政では、転入者にはパンフレットを渡し、役割などを付して自治会に入りましょうと紹介はしています。

委 員) 紹介だけでなく、こうこうこういう活動をしていますということ。自治会の必要性について訴えてほしい。

事務局) 提言書でも挙げている各地区での「地区計画」の中で、行政の役割、自治会の役割について計画の中で整理して、周知していくことができたらいよいよというイメージでしょうか。

委 員) そうですね。具体事例として、ゴミ出しも出さずだけ出す、町報ももらうだけもらう、ではなく。役割や必要性を知らしめるということ。

事務局) わかりました。委員からのお話は、自治会の役割や活動も含めて見える化を進めて若い人に必要性を伝えるべきというお話、それからいくら自治会が加入促進をがんばっても「いない」と言われるだけだから、「地区計画」の中で行政と自治会の役割を整理して、しっかりその地区に住む者として加入しましょう、やっていきましょう、と伝えていくべきということで、提言書の内容には合っているお話として受け止めさせていただきます。自治会現場での生のお話ということで、提言書に厚みを持たせていただいたご意見だと感じました。ありがとうございます。

委 員) タクシーについてなんですが、早来ハイヤーがなくなってしまって、追分ハイヤーに頼むと「距離が短くて行けない」と言われた。困っているという話をあちこちから聞いている。

事務局) 状況をお伝えしますと、ご利用が減り売上が減っていた最中に震災があり、また売上が減ってしまい、働き方改革などの経営上の他の要因も相まって、平成31年3月に早来ハイヤーが廃業してしまいました。町としても商工会や各方面と情報交換や相談を始めており、対応策は考えていますが、最も望ましい形である新たな民間ハイヤー会社の参入の見込みはない。そのため、対応策の選択肢としてはデマンドバスがあるので、それをサービス拡充して平日だけでなく休日の運行も行うかなど検討中。追分ハイヤーが早来地区での短い距離に対応しないのは、追分から早来への回送に往復30分以上かけてさらに燃料代をかけて通常5,000円近くかかる運賃区間を初乗り運賃程度しか稼げないとなると経営上理解できる。早来ハイヤーの機能をそのまま回復させる解決策は現時点ではない状況。

委 員) 地域版のUberを開始して、車を持っている方が合法的に人を乗せて対価を取るようなことをしないと解決しないと思う。デマンドバスでは今の要望には応えられない。

委 員) 民間でどうしようもないことは、行政に何とかしてもらえない。

事務局) 先ほどのお話は国の特区取得レベルの話になってくる。知りうる限りでは、道内でも1つの自治体で実証実験中で特区のような形でやりはじめている段階のはず。

委 員) 自動運転が実現すればいいが5年はかかる。ただ、Uberの問題点は、スマホユ

ーザーはいいが、先ほどのような意見を出した方の層は、下手すれば携帯電話すらもっていない。なので以前提案したのは役場が取り次いでくれないかと言ったのですが、残念ながら動いてくれなかった。その辺を肩代わりするくらいの気持ちがないと先へ進めない。

委員) 先ほどの話題と同じ。今の現状でできることはないとするのではなく、今できることを考えてほしい。

事務局) ハイヤーがなくなって困っているというお話から、今の安平町が置かれている状況と検討状況をお話しているわけで、もう今後一切解決策がありませんとか、検討をやめますとは言っておりませんし、考えておりませんので、その点だけは申し上げておきたいと思います。白タクの解禁のお話も含め、公共交通は当課の所管ですので、引き続き検討します。提言書の内容とは別の個別案件ということで承ります。

事務局) 公共交通のお話が出ましたので、少し宣伝を。将来の自動運転実現に向けて、安平町は全国で17自治体の1つとして導入に手を挙げました。8月から追分エリアのデマンドバスで導入が始まります。単純に何が出来るようになるかと言うと、デマンドバスが電話以外にスマートフォンでも予約ができるようになります。ただそれだけかと言われてしまうかもしれませんが、自動運転とスマホ予約がどう関係するかと言うと、無人の自動運転が可能になれば、必ずスマホなどの通信端末を操作して乗りたい個人から自動運転車両に指示を出す作業が必要となります。そういった高度で便利な技術を安平町民が早く利用できるようになるために、いち早く及川町長が手を挙げたところ。なお、同時に積雪地でも自動運転を可能とするための走行データを集める機械もデマンドバスに搭載して、自動運転が可能となったときにはいち早くこの地で自動運転車両が走れるようにと思いついている。

委員) 5年後10年後の自動運転ではなく、今が大切。今に生きるものを考えないと。

事務局) お気持ちはわかりますし、私たちも同じ気持ち。今も未来もどちらも大事です。この問題を役場に投げるという意味でないを受け止めさせていただきたい。ぜひ具体的な知恵があれば教えていただきたい。

委員) 札幌かどこかで1万円の乗り物券を何千円かの割安で売るとかやっているらしいが。

事務局) 早速ありがとうございます。似ている取組みで、今年度4月から安平町でもプレミアムがついた共通回数乗車券の仕組みを開始した。例えば、高齢者が免許返納したら年間3万3千円を最大3年間交付して、バス・デマンドバス・ハイヤーで有効期限なく使えるというもの。その他、福祉事業として、例えば80歳以上の方は年間16,500円を交付する事業も始めた。共通回数乗車券は、役場窓口などで一般購入することもできる。有効期限なく公共交通に共通して使えるので、公共交通の利用促進に貢献できると考えている。

委員) デマンドバスに乗れない高齢者がハイヤーに乗るわけで、ハイヤーがなくなったら利用促進もなにも無い。

事務局) いま回答したのが公共交通の担当者ですので、精一杯やっている思いがあることはわかってやっていただきたい。共通回数乗車券の利用促進策もハイヤーを主眼に打った策なのですが、残念ながら民間の経営状況(ハイヤーの廃業)とはタイミングが合わなかったというのが結果なので、ご不満はおありでしょうが、今日の意見は受け止めさせていただいて、次の対策につなげていきます。

委員) デマンドバスの小型化は? 小型化する分、2~3台で運用する。走行していて、

連絡が来たらすぐにつけよう。

委員) 町営ハイヤーはできないのですか？

事務局) 知る限り、町営による利用者登録制の乗り合い運行や区域運行は手続を踏めばできるが、いつでも誰でも自由に乗れる緑ナンバーの町営ハイヤーというものは安平町にはできない。できるのであれば、安平町よりもっと早くハイヤーがなくなっている町があるので、事例が聞こえてくるはず。ですので、スピード的にも、例えば追分ハイヤーに早来まで事業範囲を拡大してもらい、それに係る経費を町で予算をつけるなどすればスピード重視という点では可能性はあるかもしれません。

委員) タクシーのことで、もともと住んでいる人は不便さがわかっているかもしれないが、都会から移住した人で実際住んでみたらやっぱり不便だから帰ったという方も実際にいます。タクシーなくなって不便中でも、商店街では配達するなどして対応している店もあり、対応しているところはしている。

事務局) 人を運ぶのではなく、配達などでモノを運ぶイメージということですね。ハイヤーの代替策としてモノを運ぶ方の買い物支援については、勝手に民業圧迫かなと思ってしまい選択肢に入れていなかったもので、検討の余地がありますね。ありがとうございます。

事務局) 廃業してから4か月経って、深刻な状況だということを改めて認識しましたので、ありがたいご意見ばかりだと思います。税金を支援策につかい、民間事業者が入りやすい環境を作るなど、対策を練りたいと思う。

委員) 例えばだが、プールのバスとハイヤーとはどっちが大事なのとしたときに、それぞれの立場で価値観は別なので、いまは対策がないハイヤー利用者は「私たちには何もないの？」と思う人もいます。こっちに税金を使えて、こっちに使えないのと。

委員長) うちの町内会では、千歳や苫小牧に月1回とか病院に通う人たちがいるが、婦人部の役員が送迎してくれている。昼ごはんをご馳走になる程度のことでやっている。安平町に公共交通会議というのがあり、私も委員になっている。そこでここで聞いた生の声を伝えていきたい。

事務局) それではこの話題は提言書の内容とは別の個別案件ということで承ります。早く皆さんに良いお話が届けられるように公共交通の担当課としてがんばります。

2. 町民自治推進委員会条例の見直しについて

委員長) 他市町村の定数の中身や任期も参考にして作っていますけれども、ご説明をお願いします。

事務局) はい。この点に関してはこれまでの具体的な議論や話題に上がっていた内容ではありません。これまでの会議運営全体を振り返った時に、皆さんがこう思っているのではないかと思います事務局から記載を提案するものです。皆さんのお気持ちと乖離しているようでしたら記載しないように考えております。

事務局) (本文を読み上げた後) 4行目「会議における調査審議の継続性や深まり」についてですが、自治会から推薦などそれぞれの自治会の決まりの中で選出されている方が11名います。この方たちは役員改選によって変わったりします。新しい人が来た時にこれまでの議論を継続しづらかったり、また日程調整も容易で

はなかつたり、出席率も高くない。こうしたことを、委員数をコンパクトにすることで解決したい。また「発言の容易さ等を考慮すると」というところですが、組織の人数が多ければ発言はしづらいという側面。これはこの会議の場でもお声があったことですが、この会議に限らずいろいろな会議の場で声をいただいている声。20人が1回3分話すとそれだけで2時間。当然、複数回ご発言があるのが望ましいことですから簡単に2時間になってしまう。会議は長くても2時間までというのが一般的でしょうから、総じて言うと20名もの大所帯では会議やワークショップの運営の困難さが大きいという考えです。人数を減らすと選出の趣旨を失わないかという点については、条例にも記載されている普段意見を述べるのが少ない多数派の人々のことを指す「サイレントマジョリティー」の人たちの意見を吸い上げるために、一般町民から無作為抽出で選んではがきを送る方法をすでにやっている。つまりは地域の名士や団体の長ではない人を委員に入れる仕組み。この仕組みをこれまでどおり継続することで、20名から委員を減らしても趣旨を損ねずやっていると考えている。以上が説明ですが、皆さんのお気持ちと乖離しているようでしたら記載しないようにも考えておりますので、率直なご意見をいただければと思う。

委員) 少ない人数にしてなるべく出席率をあげて開催するということですか。

事務局) はい。

委員) 委員の人数を減らしたとしても、会議っていうものは結局出席は5割くらいになるもの。むしろ、5割でも話し合いが進むように初めから考えておいた方がいい。なるべく多くの人から(固定した少数のメンバーでなく)多様な意見を聞くためには、現状くらいのメンバー数の方が良いのでは。まあ、言うこともわかる。私もいろいろな会議に出るが、日程調整や人数の確保は簡単ではないとは思う。

事務局) はい。大所帯にはメリット・デメリット、コンパクトにもメリット・デメリットがあるので、ご意見のとおりだと思います。

委員) 我々は自治会選出だが、やはり個別に手を挙げた人たちは我々とは違った感覚や意見を持っていると思うので、人数よりもバランスが大事だね。

事務局) それでは、あくまで仮にではありますが、メンバーを10人にした場合、どんな比率になるだろうかと想定してみると、自治会町内会からは遠浅から追分までの4地区から4人というイメージです。会長・副会長からでなくてもよいです。残りが一般町民などからになるイメージです。

委員) 確かにたいいていのは、人数が多かったら発言しにくいのが当然ではある。

委員) 出席率が8割以上にできるのなら10人程度でもいいとは思う。実際に出席する人数を考えて決めるといいと思う。

事務局) 委員長、女性の委員やまだご発言されていない方に聞いてみてもよろしいでしょうか。

委員) 私は町の規模というか人口を考えて10名程度いけばよいと思います。

委員) 私も10名程度でよいと思います。各地区には自治会の連合協議会があるし、町との懇談や意見を述べる場所は、自治会には自治会長等会議が年2回はあるし。一般の委員はある程度しっかり確保しながら自治会の選出部分を縮小してコンパクトにして構わないと思う。

委員) 自治会・町内会の役員になっている人は、他の役職や会議がある人も多いので、

少ない人数の方が調整しやすいのはあると思います。10名がいいか、10～20人の間で設定するのは検討すべきですが、今よりは減らしていい。

事務局) 提言書では人数は書きません。コンパクト化するというだけです。10人の場合では、一般5人、自治会から4人、学識経験者1名という構成を検討しています。12名では一般公募を増やすイメージです。

委員長) それでは本件の見直しについては、減員する方向で提言することでご了解いただき、具体的な委員人数は事務局で検討してもらうことでよろしいでしょうか。

委員全体) よいです。

事務局) 承知しました。ご意見の中にありました、出席率の向上を念頭に、人数の具体的な検討を行いたいと思います。

3. 審議経過の積極的な公開について

事務局) これについては、第1期委員において提言されているにもかかわらず、未だ町として実施していない。震災は言い訳にならない部分がありますので、町担当者の怠慢でしかありません。自戒も込めて、第2期の提言書にも付記しています。

委員長) 3も含めて、提言全体の中身について、ご承認いただけますか？

委員全体) はい。

事務局) 提言についての話し合いの中で「追跡調査の件」、「出席率の高い会議運営」の2点については提言書に直接書き込まないが、ご意見として踏まえまして、今後の検討に当たってまいりたい。

4. その他

事務局) 本当であればここでご出席の皆さんに一言、任期終了に当たってのお言葉をお一人ずついただくつもりでしたが、もう2時間を過ぎる時間になってしまいましたので、終了でよろしいかなと思っております。よろしければ、締めていただければと思います。

5. 閉会

委員長) 今回は積極的ないろいろな意見をいただき、提言もまとまりました。今後には今回の意見を事務局で把握し取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。